

審議会委員選挙特集号 第1号

平成20年5月9日

一一一 第126号 一一一

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2
TEL 055-994-1274 FAX 055-994-1279 <http://www.city.susono.shizuoka.jp/> E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

任期満了に伴い 裾野駅西土地区画整理審議会

審議会委員選挙が行われます

現在の土地区画整理審議会委員の任期は平成15年8月5日から平成20年8月2日までとなつており、本年度、第2回目の審議会委員選出選挙を実施します。

選挙は、5月14日に選挙期日の公告、8月17日に投開票を行つ予定です。

選挙日程や手続き・必要な届出等の詳細については逐次『まちづくりニュース』を通じてお知らせします。

また、選挙権・被選挙権を有するために届出が必要な場合がありますので、該当する権利の方はお早めにお願いします。

公共団体が行つ土地区画整理事業では土地区画整理法第5条の規定により、『土地区画整理審議会』の設置が義務付けられています。委員の任期は5年です。

審議会では、事業を進めていく上で土地区画整理法で定められない「意見を聞かなければならぬ事項」、「同意を得なければならぬ事項」（下記参照）について審議します。

土地区画整理審議会の役割について



（※法・土地区画整理法）
1. 換地計画において特別の定めをする場合
(法97-3)
2. 換地計画の変更について
の意見書の審査
(法88-6)
3. 仮換地の指定
(法98-3)
4. 減価補償金の交付額
の決定
(法109-2)

「意見を聞かなければならぬ事項」
「同意を得なければならぬ事項」
(法95-7)

「意見を聞かなければ
ならない事項」



また、審議会委員は施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」を代表し、施行者（市）と権利者との間に立って、権利者の意見の調整を行うことを主な役割としているため、法に定められた事項以外の事項についても、審議会委員にて検討し、事業推進のための協議を行います。

審議会委員は施行区域内の「土地の所有者」及び「借地権者」から、それぞれ別々に選出された委員並びに学識経験者で構成されます。当事業における委員定数は10名です。

このうち、8名は「土地の所有者」及び「借地権者」から選舉にて選出し、2名は「学識経験者」から施行者（市）が選任することとされています。

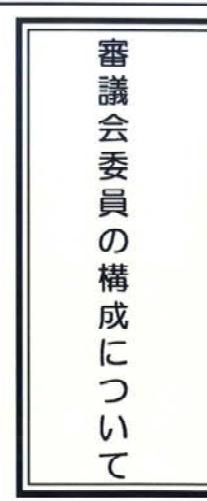
ささや筆数にかかわらず1つの権利を有することになります。土地の所有者で、かつ借地権者である方につきましては土地所有権・借地権についてそれぞれ1つの権利を有することとなります。

審議会委員選挙は、普段私たちのまわりで実施される選挙（国や県、市が行うもの）と左記の点が異なっています。

選挙権と 被選挙権について

（裾野駅西土地区画整理事業施行条例）

審議会委員の構成について



審議会委員の選挙権及び被選挙権は、土地の所有者と借地権者（法人も含みます）が、所有・借地している土地の大

・ 期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。（選挙人自らの投票が必要です）

・ 当選の効力は、当選人の住所・氏名の公告、当選人への通知を市長が行うことでの発生します。

普通の選挙（国・県・市の実施する選挙）との違い

・ 審議会委員選挙のスケジュールについて

・ 審議会委員選挙は、『土地区画整理法施行令』に規定された手続きに基づき実施されます。

・ 選挙人名簿に記載されれば、住所が他都道府県・他市町村であつても選挙権・被選挙権があります。

・ 未成年者であつても選挙権はありますが、被選挙権はありません。（親権者・後見人等の代理投票は認められません）

・ 法人であつても選挙権・被選挙権があります。